

I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービス (この別冊により提供するものに限ります。
以下同じとします。) には、次の種類があります。

種類	内容
1～3 (略)	(略)
4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>D S L回線</u> 、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のI Pアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの
5 第7種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>D S L回線又は</u> 光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
6 削除	削除
備考 (略)	

第4条～第45条 (略)

(第6種契約申込みの方法)

第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。

(1) (略)

(2) D S L回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称(3) D S L回線又は光アクセス回線に係る終端の場所

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービス (この別冊により提供するものに限ります。
以下同じとします。) には、次の種類があります。

種類	内容
1～3 (略)	(略)
4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のI Pアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの
5 第7種オープンコンピュータ通信網サービス	光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
6 削除	削除
備考 (略)	

第4条～第45条 (略)

(第6種契約申込みの方法)

第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。

(1) (略)

(2) 光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称

(3) 光アクセス回線に係る終端の場所

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】2025年12月19日時点
~2026年1月31日	2026年2月1日～

<p>(4) <u>D S L回線又は</u>光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（<u>D S L回線又は</u>光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項及び料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。</p> <p>(第6種契約申込みの承諾)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(最低利用期間)</p> <p>第48条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスの<u>タイプ3又はタイプ4</u>の場合</p> <p>第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略)</p> <p>(回線収容部の変更等)</p> <p>第52条 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1の<u>タイプ3又はタイプ4</u>に係る者又はカテゴリー8に係る者に限ります。）は、<u>D S L回線又は</u>光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に届け出させていただきます。</p> <p>2 前項の届出により、その<u>D S L回線又は</u>光アクセス回線について他のI P通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その<u>D S L回線又は</u>光アクセス回線に係る第6種契約について契約内容の変更を行ったときは、当社は、その変更を行います。</p> <p>ただし、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項各号及び第47条（第6種契約申込みの承諾）各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。</p>	<p>(4) 光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項及び料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。</p> <p>(第6種契約申込みの承諾)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(最低利用期間)</p> <p>第48条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ4の場合</p> <p>第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略)</p> <p>(回線収容部の変更等)</p> <p>第52条 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1のタイプ4に係る者又はカテゴリー8に係る者に限ります。）は、光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に届け出させていただきます。</p> <p>2 前項の届出により、その光アクセス回線について他のI P通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その光アクセス回線に係る第6種契約について契約内容の変更を行ったときは、当社は、その変更を行います。</p> <p>ただし、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項各号及び第47条（第6種契約申込みの承諾）各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。</p>
--	--

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

ります。

3 (略)

第52条の2～第88条 (略)

第8章 料金等

第1節 料金等の支払義務

第89条 (略)

(定額利用料等の支払義務)

第90条 IP通信網契約者（第6種契約者又は第7種契約者に限ります。以下本条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する第6種契約又は第7種契約に係る利用料金及び使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりオープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) (略)

(2) 前号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかつた期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、そのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間において、当社が別に定める理由により全く利用で	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金

3 (略)

第52条の2～第88条 (略)

第8章 料金等

第1節 料金等の支払義務

第89条 (略)

(定額利用料等の支払義務)

第90条 IP通信網契約者（第6種契約者又は第7種契約者に限ります。以下本条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する第6種契約又は第7種契約に係る利用料金及び使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりオープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) (略)

(2) 前号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかつた期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、そのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金

I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

きない状態となる場合を除きます。)
に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。

2～4 (略)

(略)

その状態が連続したとき。

2～4 (略)

(略)

3 (略)

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。

第90条の2～第103条 (略)

別記

1～12 (略)

13 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、I P 通信網契約者（第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3若しくはカテゴリー8であって、タイプ3若しくはタイプ4に係る者に限ります。）又は第7種契約者（料金表第1表（料金）に規定するコースUに係る者に限ります。）に限ります。以下、13において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供するD S L回線又は光アクセス回線（いずれも特定加入者回線となるもの及び特定協定事業者の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。以下13において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（I P 通信網契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、I P 通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) 特定協定事業者の提供するD S L回線又は光アクセス回線の修理、復旧の対応時間は、I P 通信網契約者と特定協定事業者との契約（保守の態様による細目）によります。

14 (略)

第90条の2～第103条 (略)

別記

1～12 (略)

13 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、I P 通信網契約者（第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3若しくはカテゴリー8であって、タイプ4に係る者に限ります。）又は第7種契約者（料金表第1表（料金）に規定するコースUに係る者に限ります。）に限ります。以下、13において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供する光アクセス回線（特定加入者回線となるもの及び特定協定事業者の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。以下13において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（I P 通信網契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、I P 通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) 特定協定事業者の提供する光アクセス回線の修理、復旧の対応時間は、I P 通信網契約者と特定協定事業者との契約（保守の態様による細目）によります。

14 (略)

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4－1 適用

区分	内 容	
(1) 区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。	
	区 別	内 容
	(略)	(略)
	カテゴリ －2	<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの
	(略)	(略)
	備考	(略)
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。	
	ア 通信の態様による細目	
	(ア) アクセス回線による区別	
	区 別	内 容
	タイプ3	DSL回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4－1 適用

区分	内 容	
(1) 区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。	
	区 別	内 容
	(略)	(略)
	カテゴリ －2	<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの 光アクセス回線のみを使用することができるものであって、PPPoE方式による通信を行うことができるもの 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの
	(略)	(略)
	備考	(略)
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。	
	ア 通信の態様による細目	
	(ア) アクセス回線による区別	
	区 別	内 容

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

(略) (略)
備考

1～2 (略)
 3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに
 係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別
 は、次表のとおりとします。

区別	提供するアクセス回線に による区別
カテゴリー1	タイプ3からタイプ6
カテゴリー2	タイプ3又はタイプ4
カテゴリー3	タイプ3からタイプ7
(略)	(略)

4 [タイプ3からタイプ7までに係る通信 \(IPoE方
式による通信を除きます。\)](#)は、契約者識別符号及
び暗証符号を送信することにより行うことができます。

5 カテゴリー1の[タイプ3若しくはタイプ4又は
カテゴリー5](#)については、[DSL回線又は光ア
クセス回線](#)を使用する場合に限りその契約に係る特
定のIPアドレスを使用して通信を行うことができます。

6 [第6種契約者は、アクセス回線による区別の変
更について、タイプ3又はタイプ4のうち、いずれ
か1のタイプから他のタイプへの変更に限り、請
求することができます。](#)

(イ) アクセス回線の細目等による区別

A [タイプ3に係るもの](#)

区別	内 容
コース1	DSL回線を利用するもの

(略) (略)
備考

1～2 (略)
 3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに
 係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別
 は、次表のとおりとします。

区別	提供するアクセス回線に による区別
カテゴリー1	タイプ4及びタイプ6
カテゴリー2	タイプ4
カテゴリー3	タイプ4からタイプ7
(略)	(略)

4 [タイプ4からタイプ7までに係る通信 \(IPoE方
式による通信を除きます。\)](#)は、契約者識別符号及
び暗証符号を送信することにより行うことができます。

5 カテゴリー1のタイプ4又はカテゴリー5につ
いては、光アクセス回線を使用する場合に限りそ
の契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信
を行うことができます。

6 [第6種契約者は、アクセス回線による区別の変
更を請求することはできません。](#)

(イ) アクセス回線の細目等による区別

A [削除](#)

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

(注) 符号伝送速度の上限については、
この表に定めるところによるほか、その
D S L回線に係る特定協定事業者の契約
約款及び料金表に定めるところによりま
す。

B～E (略)

(ウ) (略)

(エ) IPアドレス数による区別

IPv4に係るIPアドレス

区別	内 容			
(略)	(略)			
備考 IPアドレス数による区別は、カテゴリー1、カ テゴリー5又はカテゴリー7からカテゴリー9 (カテゴリー7からカテゴリー9はIPアドレス による区別が固定タイプのものに限ります。) であ って、アクセス回線による区別が <u>タイプ3又はタ イプ4</u> のものに限り適用します。この場合、アクセ ス回線による区別及びアクセス回線の細目等によ る区別ごとに提供するプランは、次表のとおりと します。				
区別	提供するプラン			
タイプ3	コース1	プラン1からプラ ン3		
タイプ4	コースX	プラン1からプラ ン3		

(オ)～(カ) (略)

イ (略)

ウ 品目

(ア) 削除

B～E (略)

(ウ) (略)

(エ) IPアドレス数による区別

IPv4に係るIPアドレス

区別	内 容			
(略)	(略)			
備考 IPアドレス数による区別は、カテゴリー1、カ テゴリー5又はカテゴリー7からカテゴリー9 (カテゴリー7からカテゴリー9はIPアドレス による区別が固定タイプのものに限ります。) であ って、アクセス回線による区別が <u>タイプ4</u> のもの に限り適用します。この場合、アクセス回線による 区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに 提供するプランは、次表のとおりとします。				
区別	提供するプラン			
タイプ4	(略)	(略)		

(オ)～(カ) (略)

イ (略)

ウ 品目

(ア) 削除

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

(イ) タイプ3のもの

コース1のもの

品目	内 容
<u>1 Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向について</u> <u>は最大 1 Mbit/sまで、他の伝送方向につ</u> <u>いては最大512Kbit/sまでの符号伝送が</u> <u>可能なもの</u>
<u>1.5Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向について</u> <u>は最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向</u> <u>については最大512Kbit/sまでの符号伝</u> <u>送が可能なもの</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向について</u> <u>は最大概ね 8 Mbit/sまで、他の伝送方向</u> <u>については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号</u> <u>伝送が可能なもの</u>
<u>12Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向について</u> <u>は最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向</u> <u>については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号</u> <u>伝送が可能なもの</u>
<u>24Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向について</u> <u>は最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向</u> <u>については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号</u> <u>伝送が可能なもの</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向について</u> <u>は最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向</u> <u>については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号</u> <u>伝送が可能なもの</u>
<u>47Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向について</u> <u>は最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向</u> <u>については最大概ね 5 Mbit/sまでの符号</u> <u>伝送が可能なもの</u>
<u>備考</u>	

(イ) 削除

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

	<p><u>1 1 Mb/s品目のものは、カテゴリー1及びカテゴリー3に限り提供します。</u></p> <p><u>2 24Mb/s品目のものは、DSL回線がNTT西日本株式会社に係るものに限り提供します。</u></p> <p>(ウ) (略)</p>			
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（<u>タイプ3若しくはタイプ4又はタイプ6のテレワーク・スタートパックプランに限ります。</u>）には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算した最低利用期間があります。</p> <p>イ 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種契約の解除があった場合は、第90条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、次に掲げる額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) <u>タイプ3又はタイプ4の場合</u> 残余の期間（第6種契約の解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 第6種契約者（<u>タイプ3又はタイプ4に係る者に限ります。</u>）は、最低利用期間内に第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>	(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ4又はタイプ6のテレワーク・スタートパックプランに限ります。）には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算した最低利用期間があります。</p> <p>イ 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種契約の解除があった場合は、第90条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、次に掲げる額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) タイプ4の場合 残余の期間（第6種契約の解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 第6種契約者（タイプ4に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>	

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

	<p>工 ウの場合に、品目等の変更と同時にその<u>D S L回線</u>又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る<u>D S L回線</u>又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の<u>D S L回線</u>又は光アクセス回線に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。</p>		<p>工 ウの場合に、品目等の変更と同時にその光アクセス回線に係る終端の場所において、第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の光アクセス回線に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。</p>
(4)～(5) (略)	(略)	(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額は、<u>タイプ3</u>又は<u>タイプ4</u>に係る第6種契約者（カテゴリー2、カテゴリー8及びカテゴリー9に係る者を除きます。）が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイント（アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものをいいます。以下、同じとします。）に接続した場合に、4-2-3に規定する加算額を適用します。</p> <p>(注) (略) (a)～(b) (略)</p>	(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額は、 <u>タイプ4</u> に係る第6種契約者（カテゴリー2、カテゴリー8及びカテゴリー9に係る者を除きます。）が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイント（アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものをいいます。以下、同じとします。）に接続した場合に、4-2-3に規定する加算額を適用します。 <p>(注) (略) (a)～(b) (略)</p>	
(7)～(12) (略)	(略)	(7)～(12) (略)	(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア 削除

イ タイプ3のもの

コース1のもの

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア 削除

イ 削除

区 分	料 金 額
<u>プラン1のもの</u>	<u>6,800円(7,480円)</u>

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

<u>プラン2のもの</u>	<u>11,800円(12,980円)</u>
<u>プラン3のもの</u>	<u>23,100円(25,410円)</u>

ウ～オ (略)

(2) カテゴリー2のもの

1契約ごとに月額		
区 分		料 金 額
<u>タイプ3のもの</u>	<u>コース1のもの</u>	<u>1,250円</u> <u>(1,375円)</u>
タイプ4のもの	(略)	(略)

(3) カテゴリー3のもの

ア タイプ3又はタイプ4のもの

月額		
区 分	単 位	料 金 額
<u>タイプ3のもの</u>	<u>コース1のもの</u>	<u>1の契約ごとに</u> <u>2,050円</u> <u>(2,255円)</u>
タイプ4のもの	(略)	1の契約ごとに (略)

イ～ウ (略)

(4)～(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額		
区 分		料 金 額
(略)		(略)
備考		

ウ～オ (略)

(2) カテゴリー2のもの

1契約ごとに月額		
区 分		料 金 額
タイプ4のもの	(略)	(略)

(3) カテゴリー3のもの

ア タイプ4のもの

月額		
区 分	単 位	料 金 額
タイプ4のもの	(略)	1の契約ごとに (略)
		イ～ウ (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額		
区 分		料 金 額
(略)		(略)
備考		

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリー1（[タイプ3のコース1又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF](#)であって、プラン1に限ります。）、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ6及びタイプ7を除きます。）、カテゴリー5（タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。）、カテゴリー6、カテゴリー7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。）、カテゴリー8（タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）又はカテゴリー9（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリー1（[タイプ3のコース1又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF](#)であって、プラン2に限ります。）、カテゴリー5（タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。）、カテゴリー7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。）、カテゴリー8（タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン2に限ります。）又はカテゴリー9（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

4-2-3～4-2-7 (略)

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリー1（タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。）、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ6及びタイプ7を除きます。）、カテゴリー5（タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。）、カテゴリー6、カテゴリー7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。）、カテゴリー8（タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）又はカテゴリー9（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリー1（タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。）、カテゴリー5（タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。）、カテゴリー7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。）、カテゴリー8（タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン2に限ります。）又はカテゴリー9（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

4-2-3～4-2-7 (略)

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

5～6 (略)

第2 使用料

1 削除

2 第6種契約に係るもの (略)

第3 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 (略)

2 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第6

1 (略)

2 (略)

第12 保守一元サービスに係る料金

5～6 (略)

第2 使用料

1 削除

2 第6種契約に係るもの (略)

第3 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 (略)

2 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第6

1 (略)

2 (略)

第12 (略)

月額

区分	単位	料金額
保守一元サービスに係る料金	ア 第6種契約(カテゴリー1に係るもの、カテゴリー3に係るもの及びカテゴリー8に係るものに限ります。)に係るもの又は第7種契約(コースUに係るものに限ります。)に係るもの	1のDSL回線 又は1の光アクセス回線ごとに 500円 (550円)
	イ 第6種契約(カテゴリー2に係るものに限ります。)に係るもの	1のDSL回線 又は1の光アクセス回線ごとに —

料金表別表1～3 (略)

区分	単位	料金額
保守一元サービスに係る料金	ア 第6種契約(カテゴリー1に係るもの、カテゴリー3に係るもの及びカテゴリー8に係るものに限ります。)に係るもの又は第7種契約(コースUに係るものに限ります。)に係るもの	1の光アクセス回線ごとに 500円 (550円)
	イ 第6種契約(カテゴリー2に係るものに限ります。)に係るもの	1の光アクセス回線ごとに —

料金表別表1～3 (略)